

インターネット上の青少年犯罪被害対策の 動向

小向太郎†

インターネット上で青少年が危険にさらされていると危惧する人は多い。特に、ソーシャル・ネットワークやソーシャル・ゲーム等の双方向サービスが、青少年が性犯罪等の被害に遭うきっかけとなっていると指摘されている。本稿では、特にインターネットを契機とする青少年の犯罪被害対策について、わが国と諸外国の状況を比較し、今後の課題を検討する。

The comparison of policies on protection of children online from sexual predators.

Taro Komukai†

Increasing Internet use is supposed to rise the serious risk of sexual abuse and exploitation of children online. The sexual predators target children online especially on the social network systems or social games. This report is to compare the children protection policies in Japan with other countries, and get suggestion for effective risk mitigation.

1. はじめに

インターネット上で青少年が危険にさらされていると危惧する人は多い。インターネット上の青少年保護については、さまざまな試みや議論が行われている。わが国では、特にモバイル・インターネットが、諸外国に比べて広く青少年に利用されている。携帯端末を利用して、保護者等が知らない間に青少年が不適切な情報へのアクセスすることの危険性が語られることも多い。特に、ソーシャル・ネットワークやソーシャル・ゲーム等の双方向サービスが、青少年が性犯罪等の被害に遭遇するきっかけとなっていると指摘されている。関係事業者による対策が既に行われているが、対応策や規制の強化を求める声もある。

青少年をターゲットにした性犯罪等は、インターネット以前から発生している者で有り、インターネットの利用は契機にすぎない。もちろん、青少年が犯罪者と接触する機会を社会全体として減少させていくことは、有意義かつ重要である。しかし、オープンで自由なコミュニケーションの手段として発達してきたインターネットについて、コミュニケーションの場の制約を導入するのであれば、対象とすべき範囲や必要性を十分に検討する必要がある。

本稿では、特にインターネットを契機とする青少年の犯罪被害対策について、わが国と諸外国の状況を比較し、わが国における対応の課題を検討する。

2. インターネットにおける青少年保護

2.1 青少年有害情報

インターネット上では、青少年にとって好ましくないとされる情報も大量に流通している。このような情報を「違法・有害情報」として、議論がなされることがある。例えば、内閣官房では、「インターネット上の違法・有害情報対策 (<http://www.it-anshin.go.jp/policy/index.html/>)」に積極的に取り組んでおり、最近では、警察庁「総合セキュリティ対策会議」が2010年度検討テーマの一つとして「違法有害情報対策」を取り上げている。違法・有害情報と一括りに呼ばれているが、情報の発信が法的に問題となる違法情報と、直接の法的制限を受けない有害情報は、本来性格の異なるものである。

違法情報は、その発信によって何らかの法的制裁を受ける情報である。情報の性格によって、直接の被害者が存在する場合としない場合がある。直接の被害者が存在する違法情報（名誉毀損等）は、犯罪としての処罰や、不法行為責任に基づく損害賠償や差止め請求の対象となる。違法とされる情報で直接の被害者がいないものは

† (株) 情報通信総合研究所
InfoCom Research, Inc.

刑事政策の分野で「被害者のない犯罪」と呼ばれるが、こちらは不法行為責任を追究する者が存在しないため、一般に犯罪としての処罰だけが問題となる。違法情報については、実体的な規定が適正であるかということと、法の執行が適正に行いうる手続が整備されているかということが問題となる。

インターネット上で行われる情報発信の中には、法律で一般的に禁止すべきとまではいえないが、社会的に問題とされるコンテンツも含まれている。このような情報にどのように対処すべきなのかということが、有害情報に関する問題である。なお、有害な情報についても、直接の被害者がいる場合とない場合が想定できる。情報による直接の被害とは、例えば当該情報に接することを希望しないのに接することを余儀なくされることである。そのような場合には、希望しない者がその情報に接しなくて済むようにする方法をどのように確保していくかが問題となる。これに対して、自らが情報に接したいかどうかに関わりなく、公序良俗や青少年保護のために望ましくないという観点から対策が求められる場合がある。これは、直接の被害者がいない有害な情報とでも呼ぶべきものであろう。

違法・有害情報の問題は、違法情報に対する法的対応の強化と、被害者のない有害情報についての違法化やゾーニング規制の導入が、議論されることが多かった¹⁾。

	違法	有害
被害者有り	不法行為・犯罪 →法的救済・犯罪の取締まり	不快感 →忌避手段提供
被害者無し	被害者のない犯罪 →犯罪の取締まり	公序良俗・青少年保護 →限定的違法化、ゾーニング規制

図 1 違法・有害情報の分類

アメリカでは、1996年に通信品位法 (Communications Decency Act of 1996, 18 U.S.C. § § 1462, 1465, 2422.) が制定され、同法は、一般に禁止されているわいせつな情報だけでなく、「下品な (indecent)」または「明らかに不快な (patently offensive)」情報についても、18 才未満の未成年者が受信することを知らず流

した者に対して刑罰を科していた。これに対して、人権保護団体等から憲法が保障する表現の自由の不当な制約であるとして訴訟が提起され、連邦最高裁の違憲判決が下されている (Reno v. American Civil Liberties Union, 521 U.S. 844 (1997).)。その後 1997 年に、対象を商業目的に限り未成年者に対する有害な情報発信を規制する子供オンライン保護法 (Child Online Protection Act of 1998, 47 U.S.C. § § 230-231.) が制定されたが、これも合憲性が裁判で争われ違憲とされている (ACLU v. Mukasey, 534 F.3d 181 (2008), Mukasey v. ACLU, 129 S. Ct. 1032(2009).)。また、2000 年には連邦政府の補助金を受ける公立図書館に対してフィルタリング・ソフトのインストールを義務づける子供インターネット保護法 (Children's Internet Protection Act, 20 U.S.C. § 9134 (2006); 47 U.S.C. § 254.) が制定されているが、これに対しては合憲性を認める判断がなされている (United States v. American Library Association, Inc., 539 U.S. 194, 2003 U.S. LEXIS 4799 (2003).)。

2.2 青少年インターネット環境整備法

わが国では、モバイル・インターネットの普及が急速に進み、青少年も携帯電話を使用することが一般的になっている。青少年に取って好ましくないと思われるコンテンツを提供する携帯サイトの存在が、注目されるようになってきた。特に、パーソナルな端末である携帯電話によってアクセスする情報は大人の目が届きにくいいため、知らないうちに子供が悪影響を受けるのではないかという不安を持つ保護者も多い。携帯サイトが青少年にもたらす危険について警鐘を鳴らす書籍等も、複数出版されている²⁾。

青少年が有害な携帯サイトにアクセスしないようにする手段を確保することが望ましいという観点から、総務大臣が 2007 年 12 月以降数回にわたって、携帯電話事業者に対してフィルタリングサービスの導入・高度化を要請している。これを受けて携帯電話事業者がフィルタリング機能を導入しているが、各社が独自の基準でフィルタリングの設定を行うのではなく、ある程度客観的な審査がなされることが望ましいという意見もあった。このような観点から設立された第三者機関として、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 (EMA) とインターネット・コンテンツ審査監視機構 (I-ROI) がある。

さらに、法律を制定して有害情報から青少年を保護するべきであるという議論を受けて、2008 年 6 月 11 日に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにする環境の整備等に関する法律 (青少年インターネット環境整備法)」が成立している。青少年インターネット環境整備法では、「青少年の健全な成長を著しく阻害する」青少年有害情報として、犯罪や自殺につながる情報、著しく性欲を興奮・刺激する情報、著しく残酷な内容の情報と例示し、こうした情報に青少年が接

しないようにする事業者の自主的な取り組みを促す内容となっている。携帯電話事業者、ISP、機器製造事業者には、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供することが義務付けられており、特に携帯電話事業者には、保護者から反対の意思表示がない限りフィルタリングを提供することが求められている。その他、フィルタリングソフトウェア開発事業者や特定サーバ管理者（公衆向け情報発信が行われているサーバの管理者）にも、一定の努力義務が課せられている。

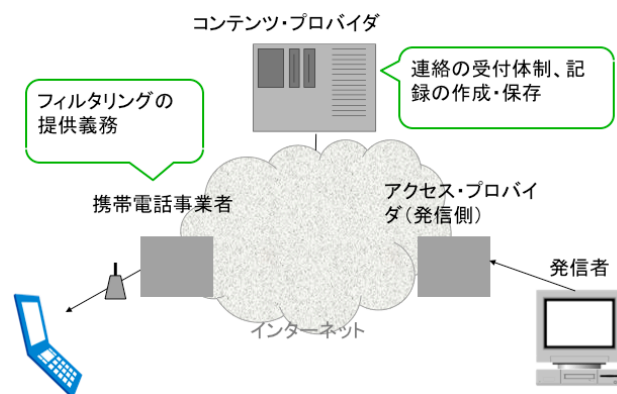


図 2 青少年インターネット環境整備法の対応イメージ

2.3 ネットを契機とする青少年の被害

わが国では、いわゆる出会い系サイトについて「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が 2003 年 6 月に成立しており、2008 年に規制を強化する改正がなされている³。児童を誘引する行為を一般に禁止し、事業者を届出制にするとともに、利用者が児童でないことの確認や、禁止誘引行為に係る書き込みの削除等を義務付けている。

青少年インターネット環境整備法が有害情報として例示する「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報」には、コミュニティサイト等で成人が青少年を誘引するために発信する情報も含まれると考えられている。したがって、同法が期待する関連事業者による取組には、コミュニティサイトにおける青少年に対する犯罪目的での誘引行為が含まれる。

青少年インターネット環境整備法の制定後も、青少年がネットの利用を契機として犯罪等に巻き込まれていることを問題視する意見は多い⁴。フィルタリング等に関

する規制を強化する条例を制定している地方自治体もある。

青少年有害情報とは、青少年が悪影響を受ける可能性があるがその情報自体を違法とすることまでは社会的に望まれていない情報であると考えられてきた。しかし、現在ではむしろ、性的な対象とされた青少年を直接傷つける児童ポルノの問題と、青少年をターゲットとする犯罪者からのアプローチの問題が、青少年保護に関する議論の焦点になっている。前者は、情報の発信自体が犯罪を構成するものであり、被害の深刻化が懸念されるのであれば、本来は取り締まりの強化によって対処すべきものである。後者も、従来考えられていたような青少年が情報から悪影響を受けるという問題ではなく、むしろ成人の犯罪者による犯罪の予備的行為に対してどのような対策をするべきかという問題である。このような犯罪者による青少年へのアプローチをどのように抑止したり、捕捉したりするかという問題は、青少年に悪影響を与える「有害情報」の問題とは性格が異なる面がある。

3. 海外における青少年性犯罪被害対策

3.1 米国

米国では、青少年を性的な対象として誘引する行為そのものが犯罪行為として規定されている。1998年に制定されている対性犯罪者児童保護法(the PROTECTION OF CHILDREN FROM SEXUAL PREDATORS ACT OF 1998, 105 P.L. 314.)では、青少年に性犯罪目的で近づく行為等を禁止し、青少年に対する性犯罪に対する取締りや罰則を強化している。

この法律に基づき、FBI等によるおとり捜査も行われている。具体的には、捜査官がインターネット上のコミュニティサイトに青少年を装ってアクセスし、青少年と知りつつ誘い出そうとする者を待ち合わせ場所で逮捕すると言う手法がとられている。このような捜査手法が許されるかどうかについては、複数の裁判で争われている。例えば、合衆国対ヘルダー事件(United States v. Helder, 452 F.3d 751 (8th Cir. 2006).)では、対性犯罪者児童保護法が処罰の対象としている「青少年に対する誘引」は実際に相手が青少年である場合に限られ、おとり捜査官に対する誘引行為はこれにあたらぬなどとして犯罪の成否が争われている。これに対して裁判所は、本法の誘引は必ずしも現実の青少年を対象としている必要はないとして、犯罪の成立を認めている。

さらに、2008年には、われらが子ども保護法(the PROTECT Our Children Act: the Providing Resources, Officers, and Technology to Eradicate Cyber Threats to Our Children Act of 2008, 110 P.L. 401.)によって、国家戦略の策定やデータベース等の技術的対応、罰則の強化、ISPの協力義務等が定められ、性犯罪者から青少

年保護する政策が一層強化されている。

われらが子ども保護法では、当局に対して2年毎に国家戦略を策定・公表することを求めており、米国司法省はこれを受けて2011年8月に最初の国家戦略を公表している⁵。この戦略の中では、青少年に被害を及ぼす行為のうち、(1)児童ポルノ、(2)オンラインにおける性目的での青少年の誘引、(3)国内の児童買春、(4)児童買春海外ツアーの4つに特にフォーカスして、取り締まりの強化を図っていくことを明示している。1996年から2007年までの間に、青少年保護のための捜査員は20倍以上に増強されているなどの取組状況が詳細に報告されている。

3.2 OECD

経済協力開発機構(OECD: Organization for Economic Co-operation and Development)では、情報・コンピュータ・通信政策委員会(Committee for Information, Computer and Communications Policy, ICCP)の情報セキュリティとプライバシーに関する作業部会(Working Party on Information Security and Privacy, WP ISP)で、インターネット上の青少年保護について検討を行ってきた。インターネットの利用の増加によってインターネットを介して青少年が危険にさらされることが多くなったと言う認識に立ち、2011年5月に「ネット上の青少年保護直面する危険と保護政策の在り方」というレポートを公表している⁶。さらに、同年6月のWPISPにおいては、インターネット上の青少年保護に関するOECD勧告案のドラフトが事務局より提示されている。

OECDのレポートでは、青少年がオンラインで直面するリスクを次のように分類している、

- ・インターネット技術リスク: コンテンツ・リスク, コンタクト・リスク
- ・消費者関連リスク: オンライン・マーケティング, 浪費, 詐欺的行為
- ・プライバシー・セキュリティ・リスク: 情報プライバシー, 情報セキュリティ

この分類においては、青少年が犯罪等のターゲットになる危険はコンタクト・リスクに該当するとされる。コンタクト・リスクに対応するための立法としてはさまざまな法形式があるとして、特に、サイト運営者に法的なモニタリング義務がスウェーデン等の数カ国で導入されていることや、わが国の出会い系サイト規制法が年齢確認を義務付けていることが紹介されている。しかし、多くの国では事業者による自主的取組を促す政策がとられていると言う認識が示されている。

3.3 欧州評議会

欧州諸国においても捜査機関による青少年を対象とした性犯罪者等の強化が行われているが、例えばSNS事業者の自主規制に期待する議論もされている⁷。欧州評議会(Council of Europe)では、「子どもの性的被害防止条約」が2010年7月に発効している(Council of Europe Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse, Lanzarote, 25.X.2007.)。この条約では、締約国に対して、青少年を性的な目的で誘引する行為等について処罰規定を整備することなどが求められている。

4. 性犯罪被害と防止政策

4.1 アプローチの比較

わが国では、インターネットを介して青少年が性犯罪等の被害に遭う危険について、違法・有害情報の問題として議論されることが多い。

後者も、従来考えられていたような青少年が情報から悪影響を受けるという問題ではなく、むしろ成人の犯罪者による犯罪の予備的行為に対してどのような対策をするべきかという問題である。

このような行為に関する問題は、犯罪者による青少年へのアプローチをどのように抑止したり、捕捉したりするかということが議論の焦点であり、青少年に悪影響を与える「有害情報」の問題とは性格が異なる。

	日本	米国
基本方針	インターネット利用環境の整備 有害情報対策	犯罪者の取締り 犯罪対策
主な取組	保護者・児童の啓発 事業者による取組	保護者・児童の啓発 犯罪取締り おとり捜査

図3 日米の青少年犯罪被害対策

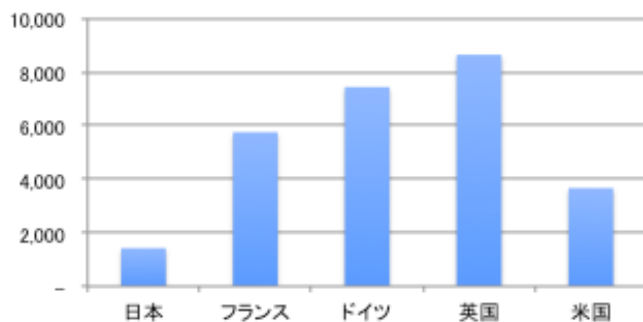
これに対して米国においてこの問題は、一貫して犯罪者の取り締まりとして議論されている。保護者や青少年に対する啓発も犯罪防止の一環として重要視されているが、国家戦略の中心は犯罪者が行う「子どもへの搾取との戦い (to Combat Child Exploitation)」である。

わが国では、青少年に対する成人の性目的のアプローチも、青少年に悪影響を与える情報として議論している。そのため、これらの情報を青少年からどのようにして遠ざけるかということに議論がフォーカスされている面がある。関連事業者に対して対応を義務付ける議論が活発なのは、情報抑制が主要な対策手段として認識されているからである。

4.2 社会の安全

わが国において、インターネットを介した青少年を対象とする性犯罪について、犯罪取り締まり強化が必ずしも焦点となっていない背景には、犯罪の取締りがある程度効果的に行われていること、先進国のなかでも犯罪の発生率が低いこと、青少年の行方不明者数等が米国と比較して少ないこと等があると考えられる。

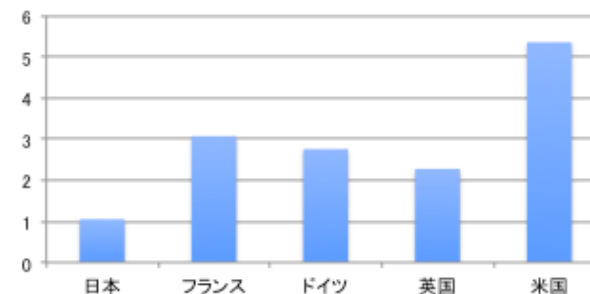
主要犯罪の発生率(2008)



出典：法務省法務総合研究所編『平成22年度版犯罪白書』ぎょうせい

図4 主要犯罪の発生率 (人口10万人あたりの認知件数)

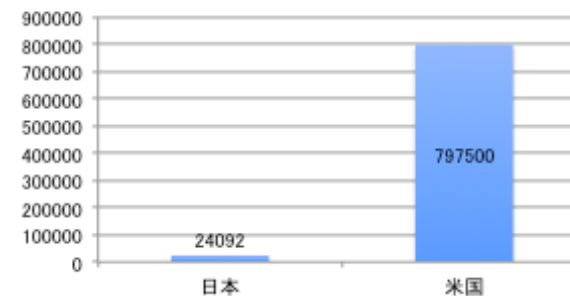
殺人の発生率(2008)



出典：法務省法務総合研究所編『平成22年度版犯罪白書』ぎょうせい

図5 殺人の発生率 (人口10万人あたりの認知件数)

行方不明者数(1999)



出典：法務省法務総合研究所編『平成22年度版犯罪白書』ぎょうせい

<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm>, <http://www.unh.edu/ccrc/missing/>

図6 行方不明者数の比較

わが国でも青少年がインターネットを介して犯罪に巻き込まれることを懸念する声は多く、社会全体としても治安の悪化が取りざたされることがあるが、統計上は犯罪の発生等に必ずしも有意な増加はない⁸。確かに、青少年によるコミュニティサイトの利用が増え、それを契機とした犯罪被害の認知件数は増加している。しかし、青少年の性犯罪被害全体に目を向けると、児童買春児童ポルノ禁止法 (児童買春、

児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律), 児童福祉法, 青少年保護育成条例等に違反する福祉犯の被害は, 2000 年の 8,291 人から 2009 年の 7,145 人まで大きな変動がなく, 青少年のモバイル・インターネット利用が急増したこの 10 年で, 総数に大きな増加が見られない⁹. 全体としてみると, 少なくとも総体的には, 犯罪被害の面で依然として安全な国であるといえる.

4.3 今後の課題

青少年への性犯罪目的での情報発信は青少年の犯罪を惹起するなど青少年に悪影響を与えるものでは必ずしもなく, 青少年を対象とした犯罪者の行為と一体をなすものである. 情報発信の抑止自体が本来の目的ではない. また, 接近手段を防止することによる抑止効果も必ずしも明確ではない.

一方で, 青少年の個人情報インターネット上で収集する行為については, わが国の個人情報保護制度上は特に制約が設けられていない. 1998 年に成立した米国の子どもオンラインプライバシー保護法 (Children's Online Privacy Protection Act of 1998, 15 U.S.C. § § 6501-6506.) では, 商業目的のウェブサイトやオンラインサービスの管理者が, 13 歳未満の子どもからインターネットを介して個人情報を収集する場合には, 事前に親の同意をとることが義務付けられている. EU 諸国においては必ずしも青少年の個人情報に特化した規定が置かれてるわけではないが, 個人情報の利用目的が許容されるためにはプライバシー侵害の恐れがないことが求められており, 青少年については特段の配慮が必要とする見解を規制当局が示している例がある¹⁰. 青少年が不用意に自らの情報を提供してしまうことは, 性犯罪をはじめとする様々な犯罪のターゲットとなる危険を惹起させる可能性がある. 青少年保護の観点からは, このようアプローチを検討することも重要であろう.

コミュニケーションの場を提供する者に対して内容へのコミットを義務付けることは, 表現の自由との関係でも問題を生じうる. 青少年保護という目的から正当化がなされやすいが, 表現行為が制約されることの危険性は, 重大に受け止めておく必要がある. 特にネットワーク上の情報から青少年を保護するための規制は, 成人に対する情報発信も実質的に制約してしまう可能性が高いことにも注意が必要である.

関連事業者の自主的な取組によって青少年に安全な環境を提供することは重要である. しかし, 政策として新たな法規制を考えるに際しては, 情報発信の抑制だけを考えるのではなく, 一般的な犯罪対策や個人情報保護の問題として, より議論されるべきであろう.

参考文献

- 1) 小向太郎: 情報法入門 (第 2 版) デジタル・ネットワークの法律, NTT 出版, 2011.
- 2) 読売新聞社会部: 親は知らない・ネットの闇に吸い込まれる子どもたち, 中央公論新社, 2010 下田博次: 子どものケータイ-危険な解放区, 集英社新書, 2010 等.
- 3) 福田正信他: 『逐条出会い系サイト規制法』, 立花書房, 2009.
- 4) 警察庁広報資料: 平成 22 年上半期の出会い系サイトに関係した事件等の検挙状況について, 平成 22 年 8 月 19 日. <http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h22/pdf02-1.pdf/>.
- 5) U.S. Department of Justice: The National Strategy for Child Exploitation Prevention and Interdiction, a report to congress, Augst 2010. <http://www.projectsafefchildhood.gov/docs/natstrategyreport.pdf/>.
- 6) OECD: The Protection of Children Online: Risks Faced by Children Online and Policies to Protect Them, OECD Digital Economy Papers, No. 179 (2011). <http://dx.doi.org/10.1787/5kgc7f71pl28-en/>.
- 7) the European Economic and Social Committee : impact of social networking sites on citizens/consumers, Opinion of the European Economic and Social Committee, 2010/C 128/12. <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:128:0069:0073:EN:PDF/>
- 8) 河合幹雄: 安全神話崩壊のパラドックス, 岩波書店, 2004.
- 9) 内閣府: 平成 22 年版 子ども・若者白書, 中和印刷, 2010. <http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h22honpenhtml/index.html/>.
- 10) U.K. Information Commissioner's Office: Personal information online code of practice, May 2011. http://www.ico.gov.uk/for_organisations/guidance_index/~media/documents/library/D ata_Protection/Detailed_specialist_guides/personal_information_online_cop.ashx/.